

PPP／PFI の導入に関する民間提案を求めて適切な提案を
採択する要件の導入に係る Q&A（水道）

令和 5 年 3 月 31 日

厚 生 労 働 省

医薬・生活衛生局 水道課

目次

1. 対象水道事業者等	1
Q1 給水人口とは、現在給水人口か。	1
Q2 1つの事業者が複数の水道事業等を運営している場合、給水人口の算出の単位は事業者単位か、水道事業単位か。	1
2. 対象事業	1
Q1 事業費 10 億円以上が対象というのは、単年度の金額か。	1
Q2 全体事業費というのは、交付額や交付基本額ではなく、単独事業費も含めた総事業費のことか。	1
Q3 全体事業費が 10 億円以上と見込まれる水道整備事業が要件の対象とあるが、全体事業費はどのような単位で取るべきか。	1
Q4 令和 6 年度の要望から、給水人口 10 万人以上の水道事業者等が実施する、全体事業費が 10 億円以上と見込まれる水道整備事業が対象になるとあるが、これは令和 6 年度以降の新規交付事業のみが対象になるということか。	1
Q5 詳細設計に「着手済み」とはどの段階を指すか。	1
Q6 要件を導入するとしているが、全ての補助事業の採択要件となるのか。	2
3. PPP/PFI 提案窓口の設置	2
Q1 民間提案の窓口は、具体的にどういうものが想定されるのか。	2
Q2 事業実施年度において PPP 手法(DB 方式等)で発注することが確定している事業についても、事前に窓口設置等の措置は必要か。	2
Q3 民間提案受け入れ期間（窓口設置から提案受付終了まで）について、自由に設定してよいか。	2
4. 事業見通しの公表	2
Q1 事業見通しの公表とは、具体的にどのようにすればよいか。	2
Q2 事業見通しの公表において、どこまで詳しく公表する必要があるか。	2
Q3 民間企業から、民間提案をするための相談があった場合の対応は。	3
Q4 水道事業ビジョン、経営戦略の公表時期が対象事業に関して初めて交付金を要望する年度の 4 月 1 日までに間に合わない。	3
5. PPP/PFI スキーム及び民間提案	3
Q1 交付申請予定の水道整備事業の一部についての提案も本要件の民間提案に該当するのか。	3
6. 民間提案があった場合の水道事業者等における提案の採否の検討方法	3
Q1 実際に民間から提案された場合は、どのように採否を判断すれば良いのか。	3
Q2 民間提案があった場合の採否の通知はいつまでに出す必要があるのか。	3
Q3 民間企業の「PPP/PFI 提案の提出」について、参考になる様式はあるか。	3
7. 厚生労働省への報告	3

Q1 「民間提案があった場合の厚生労働省への提案内容の報告」について、どのような内容の報告が求められるのか。	3
Q2 「提案民間企業への検討結果の通知」について、どのような内容の通知が求められるのか。	4
Q3 水道事業者等が民間提案を“不採用“とした際に、厚生労働省によって『水道事業者等による検討内容の検証』が実施されるとのことであるが、それは何に基づき実施されるのか。基準・指針等はあるのか。	4
Q4 すでに DB や PFI など、発注方式が決まっている案件について民間提案があった場合、採否を検討する以前に不採用ということになるが、厚生労働省への報告が必要か。	4
Q5 いつまでに提出された民間提案を報告する必要があるか。	4
8. その他	4
Q1 国土交通省下水道部からも同趣旨の通知が発出されているが、運用における違いはあるか。	4
Q2 PPP／PFI の導入に関する民間提案を必須としたのはなぜか。	5
Q3 民間提案に関する検討に要する費用も交付対象として拡充されるのか。	5

1. 対象水道事業者等

Q1 給水人口とは、現在給水人口か。

A1 そのとおり。なお、令和4年12月26日の事務連絡では「計画給水人口」としていたところ、従来までの交付要綱等との整合性を勘案して「現在給水人口」に訂正する。

Q2 1つの事業者が複数の水道事業等を運営している場合、給水人口の算出の単位は事業者単位か、水道事業単位か。

A2 水道事業（又は、水道用水供給事業）単位ではなく、「事業者」で判断するため、複数事業の給水人口の合計で判断されたい。

2. 対象事業

Q1 事業費10億円以上が対象というのは、単年度の金額か。

A1 単年度ではなく事業開始から完了までの事業全体の金額である。

Q2 全体事業費というのは、交付額や交付基本額ではなく、単独事業費も含めた総事業費のことか。

A2 「全体事業費」は、交付額や交付基本額ではなく、単独事業費も含めた当該事業に係るすべての事業費の総額である。

Q3 全体事業費が10億円以上と見込まれる水道整備事業が要件の対象とあるが、全体事業費はどのような単位で取るべきか。

A3 原則として、交付対象事業の区分を基本とする。ただし、対象とする事業と一連の目的を達成するために行うその他の事業がある場合については、これを含めて一括した単位とするものとする。

Q4 令和6年度の要望から、給水人口10万人以上の水道事業者等が実施する、全体事業費が10億円以上と見込まれる水道整備事業が対象になるとあるが、これは令和6年度以降の新規交付事業のみが対象になるということか。

A4 そのとおり。令和5年度以前に採択を受け、継続実施している交付事業については、対象外となる。

Q5 詳細設計に「着手済み」とはどの段階を指すか。

A5 令和5年度に詳細設計を実施予定、またはその前年度までに詳細設計を実施済みの段階を指す。

Q 6 要件を導入するとしているが、全ての補助事業の採択要件となるのか。

A 6 「生活基盤施設耐震化等交付金」を申請する全ての事業が対象となる。

3. PPP/PFI 提案窓口の設置

Q 1 民間提案の窓口は、具体的にどのようなものが想定されるのか。

A 1 事務連絡の別添「民間企業からの PPP/PFI の導入に関する提案窓口の設置イメージ」を参考にしつつ、地方公共団体ウェブページに提案窓口のページを開設されたい。

または、すでに事業見通しを公表しているウェブページに、同旨の内容を追加する形でも差し支えない。

なお、他部局において別の提案窓口がある場合は、そちらと兼ねても問題ない。

Q 2 事業実施年度において PPP 手法(DB 方式等)で発注することが確定している事業についても、事前に窓口設置等の措置は必要か。

A 2 複数の PPP 手法で検討した上で発注手法が決定した事業については、対象外となる。

Q 3 民間提案受け入れ期間（窓口設置から提案受付終了まで）について、自由に設定してよいか。

A 3 窓口の設置は、事業ごとに行うのではなく、一度設置したものを常に公表することで差し支えない。

事業ごとに個別に募集し、自由に設定することでも問題ないが、期間については民間企業が提案するのに十分な期間で設定されたい。

4. 事業見通しの公表

Q 1 事業見通しの公表とは、具体的にどのようにすればよいか。

A 1 水道事業ビジョン、経営戦略、アセットマネジメントに関する資料等に事業概要が掲載され、地方公共団体のウェブページ等で公表されていれば、事業見通しの公表と見なせる。事業概要・事業規模（金額）・工期等の詳細な情報の公開を求めるものではない。

Q 2 事業見通しの公表において、どこまで詳しく公表する必要があるか。

A 2 民間企業からの個別の相談に応じて追加的な情報を提供しうるため、事業見通しの公表においては、例えば数年以内に「〇〇浄水場の更新」や「管路の更新」を計画していること等を民間企業が把握できればよい。

Q3 民間企業から、民間提案をするための相談があった場合の対応は。

A3 有益な提案を促すため、民間企業とのコミュニケーションを通じ、可能な範囲で適切な情報提供に努めるとともに、必要に応じ事前ヒアリング等を行っていただくようお願いする。

Q4 水道事業ビジョン、経営戦略の公表時期が対象事業に関して初めて交付金を要望する年度の4月1日までに間に合わない。

A4 事業見通しの公表形式は自由である。そのため、当該施設整備を実施する旨、経営戦略や水道ビジョンではない形でも差し支えないので、速やかに公表をお願いする。

5. PPP/PFI スキーム及び民間提案

Q1 交付申請予定の水道整備事業の一部についての提案も本要件の民間提案に該当するのか。

A1 一部の事業についての提案も該当する。

6. 民間提案があった場合の水道事業者等における提案の採否の検討方法

Q1 実際に民間から提案された場合は、どのように採否を判断すれば良いのか。

A1 「PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル（令和3年4月 内閣府 民間資金等活用事業推進室）」p21 を参考に、各地方公共団体で採否の検討をお願いする。採否の判断に苦慮する場合、当課まで相談いただきたい。

Q2 民間提案があった場合の採否の通知はいつまでに出す必要があるのか。

A2 交付要望は、交付申請の前年度12月末頃に受け付けているため、それに間に合わせる必要がある。不採択の場合、不服手続きなどがあることから遅くとも同年9月末頃までに採否の通知を出していただくようお願いする。

Q3 民間企業の「PPP/PFI 提案の提出」について、参考になる様式はあるか。

A3 「PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル（令和3年4月 内閣府 民間資金等活用事業推進室）」別冊に掲載の様式を参考にされたい。

https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_minkanteiansuishin.pdf

7. 厚生労働省への報告

Q1 「民間提案があった場合の厚生労働省への提案内容の報告」について、どのような内容の報告が求められるのか。

A1 「民間提案があった場合の厚生労働省への提案内容の報告」は民間提案の概要（事

業内容、事業範囲、期間、官民連携手法、金額、提案民間企業等）をメール等にて、都道府県を通して水道課まで報告すること。

Q2 「提案民間企業への検討結果の通知」について、どのような内容の通知が求められるのか。

A2 「提案民間企業への検討結果の通知」については、「PPP／PFI 事業民間提案推進マニュアル（令和3年4月 内閣府 民間資金等活用事業推進室）」p23を参照されたい。

Q3 水道事業者等が民間提案を“不採用”とした際に、厚生労働省によって『水道事業者等による検討内容の検証』が実施されるということであるが、それは何に基づき実施されるのか。基準・指針等はあるのか。

A3 当面、厚生労働省で独自の判断基準を設ける予定はない。水道事業者等が民間提案の内容を確認し、適切に検討しているかを検証することとしている。

なお、今後、民間提案の事例が増えた場合、厚生労働省で基準等を定めることはありえる。

Q4 すでにDBやPFIなど、発注方式が決まっている案件について民間提案があった場合、採否を検討する以前に不採用ということになるが、厚生労働省への報告が必要か。

A4 民間提案を受けるには、事前に水道事業者と民間企業のコミュニケーション（資料提供等）が必要となるため、その段階で採用できない旨を提案者に伝えて差し支えない。

なお、コミュニケーションの段階では厚生労働省への報告は不要であるが、もし民間提案があった場合は厚生労働省へ報告すること。

Q5 いつまでに提出された民間提案を報告する必要があるか。

A5 要望年度の6月末までに民間提案を受けた場合、厚生労働省への報告が必要となる。7月以降に民間提案を受けた場合、9月末までに採否の検討結果を検討して報告することが事実上困難であると考えられることから、当該年度の交付金の要件とはせず、厚生労働省への報告は不要とします。

8. その他

Q1 国土交通省下水道部からも同趣旨の通知が発出されているが、運用における違いはあるか。

A1 水道課の通知では、全体事業費が10億円以上と見込まれる水道整備事業につい

て民間提案を求めること（事業見通しの公表、窓口の設置）としている。

一方、下水道部の通知では、事業費にかかわらず、下水道事業として令和 6 年度に交付金を要望する場合は、令和 5 年 4 月 1 日までに窓口の設置、実施見通しの公表を必要とすることに加え、補助対象事業費の合計が 10 億円以上の民間提案を受領した場合のみ、国土交通省への報告や適切な検討等が必要としている。

Q 2 PPP／PFI の導入に関する民間提案を必須としたのはなぜか。

A 2 令和 4 年 6 月に PFI 推進会議（会長：内閣総理大臣）が決定した「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 4 年改定版）」において、重点分野の 1 つである水道分野について、「水道整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFI の導入に関する民間提案を求め適切な提案を採択することを要件化することについて検討し、令和 4 年度中に結論を得る」こととされた。これを受け、令和 6 年度以降の交付要件に民間提案に関する事項を加えることとした。

Q 3 民間提案に関する検討に要する費用も交付対象として拡充されるのか。

A 3 今回の要件化によって従前の交付対象範囲の考え方を変更するものではない。